

木造住宅供給支援システム認定手数料

1 趣旨

この規定は、木造住宅供給支援システム認定規程（HW-支援001-2015）第22条の規定に基づき、木造住宅供給支援システムの認定業務に係る手数料（以下「手数料」という。）について、必要な事項を定めるものである。

2 用語の定義

この規定において表1の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

表1 用語の定義

用語	定義
認定手数料	木造住宅供給支援システム認定規程に規定する認定業務に要する手数料であり、新規手数料、更新手数料及び変更手数料がある。
新規手数料	申請者が新たな認定を取得する場合の認定手数料をいう。
更新手数料	認定の有効期間満了に伴い、引き続き認定を受けようとする場合の認定手数料をいう。
変更手数料	認定の有効期間中に認定内容に関わる変更を申請する場合の手数をいう。

3 認定手数料

認定手数料は、表2に掲げる値とする。

表2 認定手数料（税別）

手数料の種類	金額
新規手数料	800,000円×システム数
更新手数料	500,000円×システム数
変更手数料	300,000円×システム数

なお、住宅型式性能確認書の発行手数料は、木造住宅合理化システムの手数料規程によるものとする。

4 現地審査旅費の加算

現地審査を行う場合は、認定手数料の他に別に定める当センターの「旅費規程」及び「委員等旅費規程」による旅費を当該認定手数料に加算する。

5 認定書の再交付料

木造住宅供給支援システム認定実施要領（HW-支援003-2015）第5に規定する認定書の再交付を行う場合の手数は、認定書1件につき10,000円（税別）とする。

附則

制定：平成15年8月 1日 住木技15第178号

施行：平成15年8月 1日

改正：平成27年6月15日 住木認27第 86号